善通寺市消防団協力事業所表示制度Ｑ＆Ａ

この制度に関する疑問、質問にお答えします。

Ｑ１ 制度が始まった理由は？

Ａ 　産業構造や就業構造が大きく変化し、消防団員の約７割が被雇用者となっています。このような状況の中で消防団の活性化を図るためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境の整備が求められ、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要となっています。

本制度は、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所の消防団への協力が社会貢献として広く認められるものです。これにより事業所の信頼性向上に寄与するとともに、事業所の協力により地域防災体制の一層の充実を図ることができます。

Ｑ２ 「消防団協力事業所」として認められた場合は？

Ａ 　「善通寺市消防団協力事業所表示証」が交付され、取得した表示証を社屋に表示できるほか、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小し、ホームページ、パンフレット、ポスター等に掲載し、自社の社会貢献を対外的にＰＲすることができます。

また、市の広報紙やホームページにも事業所が広く紹介されるため、消防団活動に協力することを通して社会貢献していることが市民に周知され、事業所のイメージアップにもつながります。

Ｑ３ 協力事業所としての認定基準はあるのですか？

Ａ 　消防関係法令に違反がなく、次のいずれかに該当している事業所が対象となります。

１．従業員が消防団員として、2人以上入団している事業所等。

２．従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等。

３．災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど消防団活動に協力している事業所等。

４．その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している　など、市長が特に優良と認める事業所等。

Ｑ４ 私の事業所には善通寺市消防団○○分団に１名、△△分団に１名が入団していますが、認定を受けることができますか？

Ａ 　従業員が善通寺市消防団に２名以上入団していれば、認定基準を満たします。

Ｑ５ 単体の営業所として申請できますか？

Ａ　 認定基準を満たしていれば、１つの事業所等として申請することができます。

Ｑ６ 私の会社は、市内に複数の店舗を展開していますが、全店舗の従業員を合せて入団数が２名となります。この場合、表示を受けることができますか？

Ａ 　グループ企業の場合は、総括本部等がまとめて申請することができ、ご質問のような場合でも認定基準を満たします。ただし、この場合の表示証の交付は、総括本部掲示用の１枚のみとなります。

（自社広告等に表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものを印刷し、各店舗に掲示することはできます）。

Ｑ７ 私の会社の従業員は、善通寺市消防団に１名、他市消防団に２名入団していますが、表示証を受けることはできますか？

Ａ 　表示証は交付できません。あくまで善通寺市消防団の協力事業所として認定しますので、従業員が２名以上善通寺市消防団に在籍していなければいけません。

Ｑ８ アルバイトは、従業員として解釈してよろしいですか？

Ａ 　正規・非正規社員等の別は問題ありませんが、短期雇用者は除きます。

Ｑ９ 「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等」とは、具体的にどのような場合ですか？

Ａ 　具体的な例としては、

１．勤務時間中に火災・訓練等で出動することに関して配慮をしている事業所等。

２．勤務時間中に出動した際に、賃金等をカットしない等の配慮をしている事業所等。

３．消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利な扱いを受けないように配慮をしてい

る事業所等。

Ｑ10 「災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど消防団活動に協力している事業所等」とは、具体的にどのような場合ですか？

Ａ 　具体的な例としては、災害時等における消防団に関する協定や覚書等を善通寺市と締結し、消防団活動に使用する資機材を提供する等の協力をしている事業所等の場合です。

この場合、特に資機材を購入しておく必要はありません。常に事業所が保有している物品（車両及び消火器、工具類、重機など）を、大規模災害や近隣の火災等が発生した場合、消防団の活動に提供することでかまいません。

Ｑ11 私の事業所には消防団員もいなく、資機材もありませんが、何か協力できますか？

Ａ 　「その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等」が認定基準とされています。

具体的な例としては、地元消防団の訓練場所として事業所敷地や建物の一部を継続的に提供することも、協力事業所としての認定要件となります。

Ｑ12 「事業所」又は「その他の団体」とは？

Ａ 　事業所とは、民間企業等における個々の本店、支店等です。 会社組織に限らず、その他の団体でも表示を受けることができます。ただし、表示証を掲示することができる事務所等を構えている必要があります。具体的な例としては、各種学校、各種協同組合、特殊法人などです。

Ｑ13 申請・推薦にあたっての費用は必要ですか？

Ａ 　 費用を負担する必要はありません。また、認定された場合に交付される表示証についても、費用を負担する必要はありません。

Ｑ14 認定されるための手続きは？

Ａ 　 認定基準に該当する事業所から申請書が提出された場合、または消防団長等（消防団の団長、副団長、分団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者）から推薦書が提出された場合に、善通寺市において認定審査を行い、協力事業所として適合すると認められれば認定します。 推薦の場合、改めて事業所等からの申請書の提出の必要はありません。

詳細については、消防総務課（℡ 0877-64-0192）までご連絡ください。

Ｑ15 表示証の有効期間は？

Ａ 　 表示証の交付を受けた日から２年間です。また、２年を経過する前に協力内容の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、更新することができます。\_\_